

# 建設現場における労働災害防止対策について

令和6年1月26日

山口労働局労働基準部健康安全課

# 令和5年の業種別災害発生状況(休業4日以上)

山口労働局

令和5年12月末現在 労働者死傷病報告による

業種	死亡 (前年同期値)	休業災害	合計	構成比※	対前年 増減数	増減率	うち交通労働災害件数				うち転倒災害件数					
							死亡	休業災害	合計	構成比※	占有率	死亡	休業災害	合計	構成比※	占有率
全産業	9 (10)	1,586	1,595	100.0%	-995	-38.4%		71	71	100.0%	4.5%		291	291	100.0%	18.2%
製造業	3 (3)	291	294	18.4%	-12	-3.9%		1	1	1.4%	0.3%		69	69	23.7%	23.5%
鉱業		5	5	0.3%	-2	-28.6%							2	2	0.7%	40.0%
建設業	1 (3)	163	164	10.3%	-14	-7.9%		2	2	2.8%	1.2%		13	13	4.5%	7.9%
運輸交通業	1 (2)	111	112	7.0%	-26	-18.8%		9	9	12.7%	8.0%		12	12	4.1%	10.7%
貨物取扱業		5	5	0.3%	-13	-72.2%										
農林業	2	24	26	1.6%	-4	-13.3%		1	1	1.4%	3.8%		6	6	2.1%	23.1%
畜産・水産業		4	4	0.3%	-4	-50.0%							2	2	0.7%	50.0%
第三次産業	2 (2)	983	985	61.8%	-920	-48.3%		58	58	81.7%	5.9%		187	187	64.3%	19.0%
小売業		167	167	10.5%	-10	-5.6%		26	26	36.6%	15.6%		57	57	19.6%	34.1%
社会福祉施設	1	274	275	17.2%	-384	-58.3%		5	5	7.0%	1.8%		25	25	8.6%	9.1%
飲食店		50	50	3.1%	-8	-13.8%		1	1	1.4%	2.0%		19	19	6.5%	38.0%
その他の第三次産業	1 (2)	492	493	30.9%	-518	-51.2%		26	26	36.6%	5.3%		86	86	29.6%	17.4%

※端数処理上、合計値が100%にならないことがある。

## ※新型コロナウイルス感染症による労働災害を除く

業種	死亡 (前年同期値)	休業災害	合計	構成比※	対前年 増減数	増減率
全産業	9 (10)	1,195	1,204	100.0%	-13	-1.1%
製造業	3 (3)	284	287	23.8%	+8	+2.9%
鉱業		5	5	0.4%	+3	+150.0%
建設業	1 (3)	163	164	13.6%	+8	+5.1%
運輸交通業	1 (2)	111	112	9.3%	-26	-18.8%
貨物取扱業		5	5	0.4%	±0	±0.0%
農林業	2	24	26	2.2%	-4	-13.3%
畜産・水産業		4	4	0.3%	-4	-50.0%
第三次産業	2 (2)	599	601	49.9%	+2	+0.3%
小売業		156	156	13.0%	-4	-2.5%
社会福祉施設	1	102	103	8.6%	-13	-11.2%
飲食店		50	50	4.2%	+5	+11.1%
その他の第三次産業	1 (2)	291	292	24.3%	+14	+5.0%

※端数処理上、合計値が100%にならないことがある。

業種	新型コロナウイルス感染症による労働災害			
	死亡	休業災害	合計	占有率
全産業		391	391	24.5%
製造業		8	8	2.7%
鉱業				
建設業				
運輸交通業				
貨物取扱業				
農林業				
畜産・水産業				
第三次産業		383	383	38.9%
小売業		10	10	6.0%
社会福祉施設		172	172	62.5%
飲食店				
その他の第三次産業		201	201	40.8%

※端数処理上、合計値が100%にならないことがある。

## 1 全産業における労働災害

- (1) 休業4日以上之死傷者数（以下「死傷者数」という。）は、令和4年は1,335人で、令和3年（1,334人）と比較して1人（+0.1%）の増加となった。
- (2) 死亡者数については、令和4年は11人で、令和3年と同数であった。
- (3) 「第13次労働災害防止計画」（計画期間：平成30年4月1日～令和5年3月31日）では、平成29年に比べ令和4年までに死亡災害を15%以上、死傷災害を5%以上減少させることを目標としていた。

最終年である令和4年は死亡災害を10人以下、死傷災害を1,213人以下とする目標を掲げていたが、死亡災害は目標を1人、死傷災害は目標を大きく上回る結果となった。

## 2 令和4年の建設業における労働災害

- (1) 令和4年の死傷者数は168人で、令和3年（206人）と比較して38人（18.4%）減少した。  
全産業に占める建設業の死傷者数の割合は12.6%で、前年の15.4%より2.8ポイント減少した。
- (2) 死亡者数は4人で、令和3年と同数であった。  
全産業に占める建設業の死亡者数の割合は36.4%であり、令和3年（36.4%）と同数であった。
- (3) 死傷災害を事故の型別にみると、「墜落、転落」によるものが35.1%（59人）と最も多く、次いで「飛来・落下」によるものが14.9%（25人）、「はさまれ・巻き込まれ」が10.7%（18人）の順となっている。
- (4) 死傷災害を起因物別にみると、「仮設物、建築物、構築物等」に起因するものが25.0%（42人）と最も多く、次いで「用具」と「動力運搬機」によるものが11.3%（19人）の順となっている。
- (5) 死傷災害を年齢別にみると、「60代」の31.0%（52人）が最も多く、次いで「40代以上」が20.8%（35人）、「20代」が20.2%（34人）の順となっている。

## 3 建設業における労働災害の特徴と課題

### (1) 特徴

ア 建設業の死傷者数は平成19年以降、約270人～約170人の範囲で増減を繰り返す状況が続いている。また、死亡者数も平成24年以降、8人～4人の範囲で増減を繰り返す状況が続いており、昨年、一昨年とも4人であったものの、全産業で発生した死亡者数の3分の1以上を建設業が占めている。

イ 平成25年から令和4年までに発生した死亡災害を事故の型別にみると、「墜落、転落」が最も多く、全体の46.3%（25人）を占め、次いで「崩壊、倒壊」・「その他」が14.8%（8人）と同数となっている。

ウ 労働者数が10人未満の小規模事業場における災害が依然として多く、令和4年は死傷者数の53.6%（90人）を占めている。また、50人未満の中小規模事業場における死傷者数の割合は建設業全体の96.4%（162人）を占めている。

(2) 課題

ア 「墜落、転落」による死傷災害が3割超と最も多く、中でもはしご等（主に脚立）からの墜落・転落がそのうち3割弱を占め、かつ、死亡災害も3件発生していることから、作業開始前のリスクアセスメント等の実施の徹底を図る必要があること。また、高所作業での「墜落・転落」災害の防止には原則、安全な作業床の設置が何より肝要であり、安易な脚立、はしご等を用いた作業は控える必要があること。

また、令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）から足場からの墜落防止措置が強化され、一側足場の使用範囲の明確化、足場の点検時の点検者の指名、組立後の点検者の氏名の記録・保存などが必要となること。

イ 高所作業時における墜落制止用器具（高さが6.75mを超える場合はフルハーネス型）の使用の徹底を図ること。また、桁・梁等の組立作業や短時間での高所作業等足場の設置が困難な場合には、防網や墜落制止用器具の使用の徹底が必要であること。

ウ 60歳以上の労働者の災害が約3割を占めていることから、令和2年3月に策定された、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）を参考に、より高年齢労働者への配慮や災害防止対策を実施することが望ましいこと。

エ 元方事業者及び関係請負人はそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントを行い、その結果に基づいて適切な措置を講じる必要があること。

オ 建設業及び建設現場に付随する警備業における熱中症予防のため、暑さ指数（WBGT値）の把握や日常の健康管理の徹底に加えて、体調不良時に搬送する病院の確認や応急措置といった異常時の措置に係る体制を確立する必要があること。

カ 建設工事に対して元請負人、下請負人の間で労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者を明確化する必要があること。また、公共工事及びその他の工事の発注者は、適正な工期の設定と安全衛生経費を確保する必要があること。

令和5年 死亡災害速報  
令和5年12月集計

本年累計	9人	内交通事故	0件
前年同期	10人		0件

死亡災害報告による

災害発生年月	業種	事故の型	起因物	災害の概要
令和5年1月	機械器具製造業	はさまれ	トラック	無人で後ろ向きに斜路を下り始めた4 tトラックを止めようとして、4 tトラックとガードレールとの間に胸を挟まれ死亡したものの。
令和5年3月	社会福祉施設	はさまれ	乗用車	車両の移動作業中、運転席側ドアと電柱との間に左足を挟まれ、身体が路上に投げ出された状態で発見されたものの。
令和5年7月	その他の土木工事業	高温・低温の物との接触	高温・低温環境	道路維持管理業務で草刈り作業中、被災者が倒れているのを発見し、病院に搬送されるも死亡したものの。
令和5年7月	農業	高温・低温の物との接触	高温・低温環境	農地において草刈り作業を行っていた被災者が作業場所で倒れているところを同僚に発見され、病院に搬送されるも死亡した。
令和5年7月	警備業	高温・低温の物との接触	高温・低温環境	道路改良工事で警備業務にあたっていた被災者が作業終了間際に倒れ、病院に搬送されるも死亡したものの。
令和5年9月	一般貨物自動車運送業	高温・低温の物との接触	引火性の物	工場内の清掃中、被災者がススで顔が黒くなった状態で事務所に来たため、病院に搬送されるも死亡したものの。
令和5年9月	林業	墜落・転落	伐木等機械	伐木等機械を運転中に路肩から約50メートル下の斜面に重機ごと転落し、転落途中に被災者は重機から投げ出されて死亡したものの。
令和5年11月	ガラス・同製品製造業	爆発	可燃性のガス	炉においてバーナー点火後、作業員Aが操作盤で操作を行おうとしたところ、爆発が発生し、制御盤の扉が被災者に直撃したものの。
令和5年12月	その他の金属製品製造業	激突され	クレーン	H鋼を積込んだトラックの荷台上でクレーン巻上操作時に、クランプがH鋼に引っ掛かり倒れ、H鋼の下敷きになり死亡したものの。

# 山口県における第14次労働災害防止計画（概要）

～第14次労働災害防止計画を策定し、死亡・死傷災害の減少を目指します～

○ 重点事項ごとの具体的取組 計画期間：2023年度から2027年度までの5か年

事業者による取組状況等に関する「アウトプット指標」（※【 】で記載）と、取組により期待される結果に関する「アウトカム指標」を定め、実施状況を確認等しつつ計画を推進

## 1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- ①安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境の整備
- ②労働安全衛生におけるDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

## 2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ①転倒防止・腰痛予防対策の取組推進  
【転倒災害防止対策実施事業場割合 50%以上増】
- ②介護作業等のノーリフトケア導入推進【導入割合増】
- ③「職場における腰痛予防対策指針」を参考に作業態様に応じた腰痛予防対策の推進
- ④骨密度、口コモ（運動器症候群）度、視力等の転倒災害の発生につながるリスクの見える化に向けた情報収集

【アウトカム】 ■増加が見込まれる転倒の死傷年千人率 増加に歯止め  
■転倒による平均休業見込日数 40日以下  
■増加が見込まれる社会福祉施設の腰痛の死傷年千人率の減少

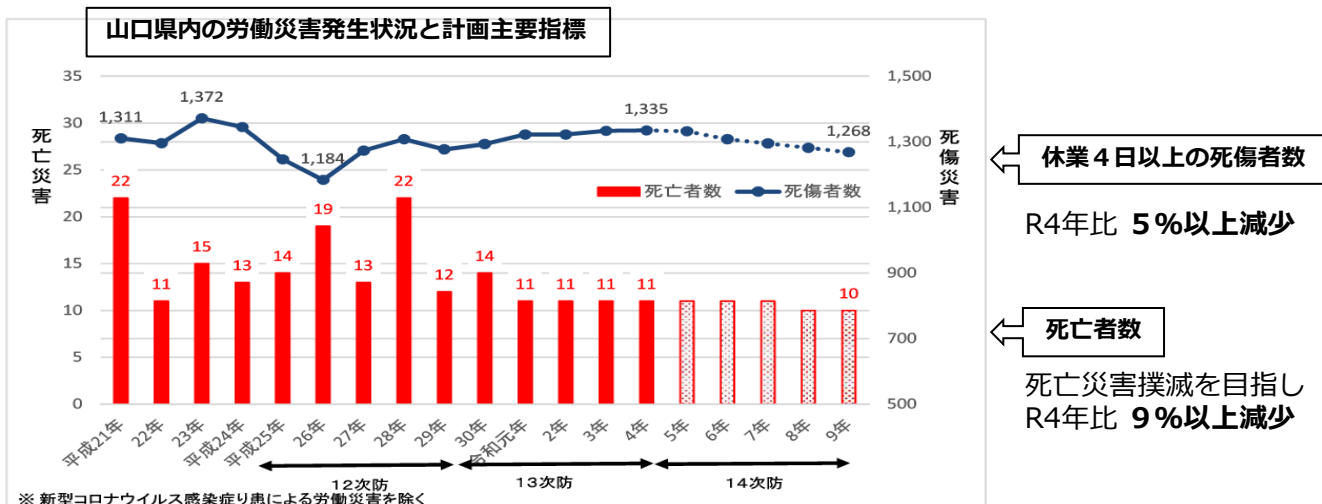
## 3 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）に基づく対策の推進【ガイドラインの取組50%以上】

【アウトカム】 ■増加が見込まれる60歳以上の死傷年千人率 増加に歯止め

## 4 多様な働き方等に対応した労働災害防止対策の推進

- ①テレワークガイドラインや副業・兼業ガイドラインの周知
- ②副業・兼業を行う労働者について自身の健康管理を適切に行えるツールの活用促進
- ③障害のある労働者について就業上の配慮の必要性の周知



## 5 個人事業者等の安全衛生対策推進

- ①労働者でない個人事業者等の業務上災害の実態把握、自らによる安全衛生確保の措置、注文者等による保護の在り方に関して必要な対応について検討する。
- ②請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外に対しても労働者と同様の保護措置を講ずることを事業者に義務付ける改正について周知

## 6 業種別の労働災害防止対策の推進

- ①陸上貨物運送事業対策（墜落・転落災害、転倒災害を重点とし、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を推進）  
【実施事業場割合 45%以上】
- ②建設業対策（墜落・転落災害防止のリスクアセスメントに基づく取組推進）  
【実施事業場割合 85%以上】
- ③製造業対策（はさまれ・巻き込まれ防止対策の取組の推進）  
【実施事業場割合 60%以上】
- ④林業対策（チェーンソーによる伐木等作業の安全ガイドラインの措置を推進）  
【実施事業場割合 50%以上】

[アウトカム]



- 陸上貨物運送事業 死傷者数 5%以上減少
- 建設業 死亡者数 25%以上減少
- 製造業 機械によるはさまれ・巻き込まれ死傷者数 5%以上減少
- 林業 死亡災害を発生させない

## 7 労働者の健康確保対策の推進

- ①メンタルヘルス対策（小規模事業場を含むメンタルヘルス対策の一層の推進）  
【全事業場 対策に取り組む割合 80%以上】  
【50人未満の事業場 ストレスチェック実施の割合 50%以上】
- ②過重労働対策
  - ・健康確保措置の徹底
  - ・年次有給休暇の取得促進【年休取得率70%以上】
  - ・勤務間インターバル制度導入など労働時間等設定改善【インターバル制度導入割合15%以上】

[アウトカム]



- 職業生活の悩み又はストレスのある労働者割合 50%未満
- 週労働時間60時間以上の雇用者割合 5%以下

## 8 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ①化学物質対策（リスクアセスメントに基づく措置）【実施事業場割合 80%以上】
- ②石綿、粉じん対策
  - ・石綿事前調査の適切な実施
  - ・第10次粉じん障害防止対策の推進（呼吸用保護具の使用の徹底や適正な使用の推進等）
- ③熱中症、騒音対策【暑さ指数把握の事業場割合 増加】
  - ・熱中症による死亡者の撲滅、騒音障害防止のためのガイドラインに基づく措置の推進
- ④電離放射線対策（改正電離則に基づく医療従事者の被ばく線量管理等）

[アウトカム]



- 化学物質に係る災害 5%以上減少
- 熱中症による死亡災害を発生させない。

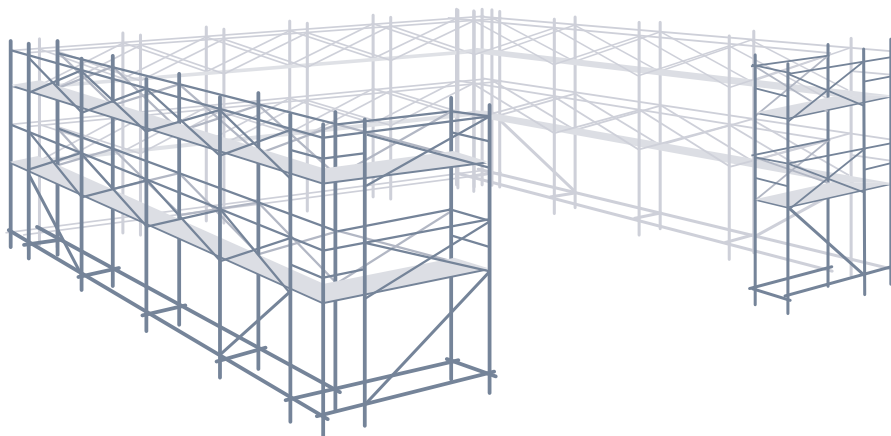
※石綿、粉じんや電離放射線による健康障害防止対策については、関係法令を遵守し、着実に措置を実施することを重点としたところ、法令を遵守することは当然のことであり、指標として評価することはしない。





# 足場からの墜落防止措置が強化されます

●改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行●



厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）から順次施行します。

## 改正のあらまし

### 1 一側足場の使用範囲が明確化されます

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

### 2 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

### 3 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

また、労働災害防止対策を確実に実施するため、安全衛生経費については適切に確保してください。





令和 6 年 4 月 1 日以降、幅が 1 メートル以上の箇所\*において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が 1 メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。

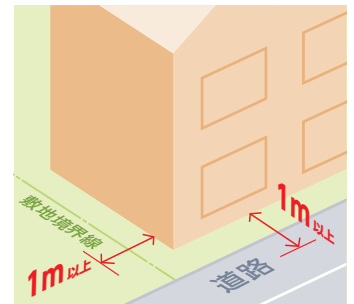
つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

\*足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が 1 メートル以上ある箇所のこと。

### ● 「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

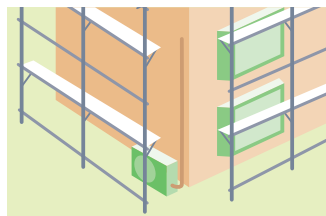
足場設置のため確保した幅が 1 メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。

なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が 1 メートル以上の箇所」を確保してください。

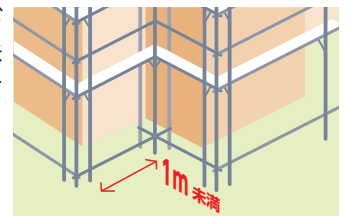


### ● 「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

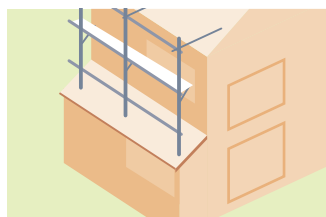
- ・ 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を 2 本設置することが困難なとき



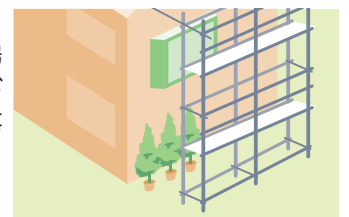
- ・ 建築物の外面の形状が複雑で、1 メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき



- ・ 屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を 2 本設置することが困難なとき



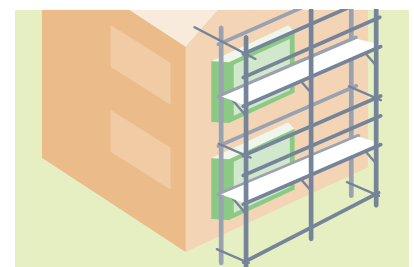
- ・ 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔\*が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まる



\*足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が 30 センチメートル以内とすることが望ましいです。

#### <留意点>

足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を 1 本とする場合は、足場の動揺や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければなりません。



※図はイメージ。分かり易くするため足場は簡略化して図示しています。

## 2

### 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

安衛則第 567 条、第 568 条、  
第 655 条

R5.10.1  
施行

事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名しなければなりません。

#### ● 指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

#### ● 点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、

- ・ 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
- ・ 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第 88 条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
- ・ 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
- ・ 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者

等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

## 3

### 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

安衛則第 567 条、第 655 条

R5.10.1  
施行

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に 2 で指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。

#### <留意点>

足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

# 建設工事従事者の安全及び健康の確保のために 安全衛生経費の適切な支払いが必要です

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約 400 人もの尊い命が亡くなっています。

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第 19 条の 3 に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

## ● 労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

### (1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

### (2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

### (3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第 18 条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

### (4) 契約書面における明確化

元請負人及び下請負人は、契約内容の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を記載し明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費については、他の経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

国土交通省では、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われるよう、令和 4 年度より、学識経験者、建設関係団体等のご協力を得て「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関する WG」を設置し、安全衛生対策項目の確認表、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及に向けた取組を進めています。「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関する WG」での議論や成果等は、順次、以下の HP で公表します。



[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/anzeneisei.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html)

問い合わせ先：国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室  
電話番号：03 (5253) 8111 (内線 24813 / 24816)

## 足場等の種類別点検チェックリスト ( ) 足場用ー(注1)

## 足場等点検チェックリスト

工事名 ( ) 工期 ( ~ ) (注2)  
 事業場名 ( )  
 点検者職氏名 ( ) (注3)  
 点検日 年 月 日  
 点検実施理由 (悪天候後、地震後、足場の組立後、一部解体後、変更後) (その詳細) (注4)  
 足場等の用途、種類、概要 ( ) (注5)

点検事項(注6)	点 検 の 内 容(注7)	良否(注8)	是正内容(注9)	確認(注10)
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態				
2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態				
3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態				
4 足場用墜落防止設備)の取外し及び脱落の有無(注11)				
5 幅木等(物体の落下防止措置)の取付状態及び取外しの有無				
6 脚部の沈下及び滑動の状態				
7 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取外しの有無				
8 建地、布及び腕木の損傷の有無				
9 突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能				

(注1)

本表は、チェックリストの様式の例を示したものであるが、チェックリストは、わく組足場、単管足場、くさび緊結式足場、張出し足場、つり足場、棚足場、移動式足場等足場の種類に応じたものを作成すること。また、作業構台、架設通路に関してもその構造や用途に応じたチェックリストを作成すること。

(注2)

工期は契約工期ではなく、実際の工期を記入すること。なお、点検結果等の保存については、労働安全衛生規則第567条第3項、第575条の8第3項、第655条第2項及び第655条の2第2項において、足場又は作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間となっていることに留意すること。

(注3)

点検の実施者は、足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者、労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者、全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等十分な知識・経験を有する者から指名すること。

(注4)

点検の実施理由は、労働安全衛生規則第567条第2項及び第665条第2項に規定されている強風、大雨、大雪等の悪天候、中震以上の地震、足場の組立て後、一部解体後、変更後のいずれに該当するか詳細も含めて記入すること。また、定期に点検を行う場合もその内容を記入すること。

(注5)

足場等の用途、種類、概要欄は、外装工用わく組足場、内装工用移動式足場、船舶塗装用つり棚足場等、その用途や構造が明らかになるような名称を記入するとともに、足場の大きさ（高さ×幅、層数×スパン数）及び設置面等の概要も記入すること。

(注6)

点検事項は、労働安全衛生規則第567条第2項の第1号から第9号及び第665条第2項の第1号から9号までの各号に規定されている事項は最低限列挙すること。また、この法定事項以外に、足場計画通りかの確認、昇降設備関係、最大積載荷重表示等の事項も点検対象に加えることも考えられること。

(注7)

点検の内容は、別表「点検の内容例」のように、上記点検事項に係る点検を確実に実施するための具体的な内容であり、その内容は、事業者、注文者、仮設機材メーカー等と協議して定めること。その際、労働災害防止団体等が作成している同様のチェックリスト等を参考にすることが望ましいこと。

(注8)

点検結果の良否については、足場の該当箇所が明らかになるよう記載すること。

(注9)

是正内容については、是正箇所、是正方法、是正した期日を明らかにすること。

(注10)

是正の確認は、点検者のみならず、管理者、事業者又はそれに代わる者も行うこと。

(注11)

手すり、中さん等の足場用墜落防止設備の点検に当たっては、単に取り外しや脱落の有無だけでなく、その取付け状態が適切であるか、入念に点検する必要があること。

点検の内容例 ーわく組足場用ー

点検事項	点 検 の 内 容
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態	①床材の取付状態は計画通りか ②床付き布わくは変形したり、損傷していないか ③つかみ金具の外れ止めは確実にロックされているか ④床材と建地の隙間は12センチメートル未満(※)か ⑤床付き布枠は建わくに隙間なく設置されているか ⑤・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・
2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態	①建わく、布わくの取付状態は計画通りか ②建わくは、アームロック等で確実に接続されているか ③脚柱ジョイント、アームロックはロックされているか ④建わく、布わくの取付部に緩みはないか ⑤・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・
3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態	①緊結金具(クランプ等)に損傷、腐食はないか ②継手金具(ジョイント、アームロック)に損傷、腐食はないか ③・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・
4 足場用墜落防止設備の取外し及び取外し脱落の有無	①交さ筋かい、下さん、幅木、上さん、手すりわく等の取付状態は計画通りか ②交さ筋かい、下さん、幅木、上さん、手すりわく等の脱落はないか ③交さ筋かいピンは確実にロックされているか ④交さ筋かいは全層全スパン両面に設置されているか ⑤妻面に手すり及び中さんは設置されているか ⑥・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・
5 幅木等(物体の落下防止措置)の取付状態及び取外しの有無	①幅木、メッシュシート、防網等の取付状態は計画通りか ②幅木、メッシュシート、防網は取り外されていないか ③幅木は脚柱等に確実に取り付けられているか ④メッシュシートは全てのはと目で緊結されているか ⑤防網はつり綱で確実に緊結されているか ⑥・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・
6 脚部の沈下及び滑動の状態	①ベース金具、根がらみ、敷板、敷角の設置は計画通りか ②敷板、敷角に異常な沈下、滑動はないか ③ベース金具は敷板に確実に釘止めされているか ④根がらみは所定の位置にクランプで緊結されているか ⑤・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・
7 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取外しの有無	①交さ筋かい、控え、壁つなぎの取付状態は計画通りか ②交さ筋かい、控え、壁つなぎは取り外されていないか ③専用の壁つなぎ用金具が使用されているか ④控えはクランプで緊結されているか ⑤・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・
8 建地、布及び腕木の損傷の有無	①建てわく、布わく、交さ筋かいに变形、損傷はないか ②・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・
9 突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能	(This cell is empty in the original image)

※

1 ④は次の場合であって、床材と建地との隙間が12センチメートル以上の箇所に防網を張る等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは適用されないこと。

(1) はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和が24センチメートル未満の場合

(2) はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和を24センチメートル未満とすることが作業の性質上困難な場合

点検の内容例 ー単管足場用ー

点検事項	点 検 の 内 容
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態	①床材の取付状態は計画通りか ②床材は変形したり、損傷していないか ③床材は腕木にゴムバンド等で確実に固定されているか ④床材と建地の隙間は12センチメートル未満(※)か ⑤床材は建わくとの間に隙間をつくらないように設置されているか ⑥・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・
2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態	①建地、布材、腕木の取付状態は計画通りか ②建地は、単管ジョイント等で確実に接続されているか ③布、腕木は専用緊結金具で確実に取り付けられているか ④建地、布、腕木の取付部に緩みはないか ⑤・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・
3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態	①緊結金具(クランプ等)に損傷、腐食はないか ②継手金具(ジョイント等)に損傷、腐食はないか ③・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・
4 足場用墜落防止設備の取外し及び脱落の有無	①手すり、中さん、幅木等の取付状態は計画通りか ②手すり、中さん、幅木の脱落はないか ③手すり、中さん、幅木は確実に固定されているか ④手すりの高さは85(90)センチメートル以上か ⑤中さんの高さは35センチメートル以上50センチメートル以下か ⑥妻面に手すり及び中さんは設置されているか ⑦・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・
5 幅木等(物体の落下防止措置)の取付状態及び取外しの有無	①幅木、メッシュシート、防網等の取付状態は計画通りか ②幅木、メッシュシート、防網は取り外されていないか ③幅木は脚柱等に確実に取り付けられているか ④メッシュシートは全てのはと目で緊結されているか ⑤防網はつり綱で確実に緊結されているか ⑥・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・
6 脚部の沈下及び滑動の状態	①ベース金具、根がらみ、敷板、敷角の設置は計画通りか ②敷板、敷角に異常な沈下、滑動はないか ③ベース金具は敷板に確実に釘止めされているか ④根がらみは所定の位置にクランプで緊結されているか ⑤・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・
7 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取外しの有無	①筋かい、控え、壁つなぎの取付状態は計画通りか ②筋かい、控え、壁つなぎは取り外されていないか ③専用の壁つなぎ用金具が使用されているか ④控えはクランプで緊結されているか ⑤・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・
8 建地、布及び腕木の損傷の有無	①建地、布、腕木に変形、損傷はないか ②・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・
9 突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能	

※

1 ④は次の場合であって、床材と建地との隙間が12センチメートル以上の箇所に防網を張る等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは適用されないこと。

(1) はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和が24センチメートル未満の場合

(2) はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和を24センチメートル未満とすることが作業の性質上困難な場合

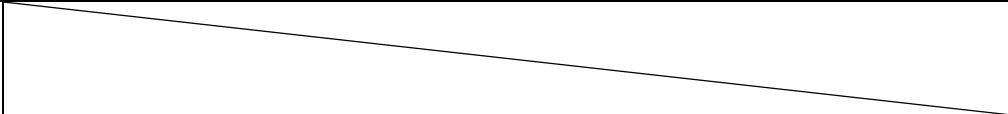
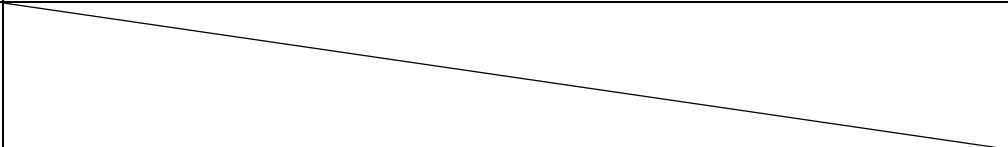


点検の内容例 ーくさび緊結式足場用ー

点検事項	点 検 の 内 容
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態	①床材の取付状態は計画通りか ②床材は変形したり、損傷していないか ③床付き布わくは外れ止めが確実にロックされているか ④床材と建地の隙間は12センチメートル未満(※)か ⑤床材は建地との間に隙間をつくらないように設置されているか ⑥・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・
2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態	①建地、布材、腕木の取付状態は計画通りか ②建地は、抜け止めピン等で確実に接続されているか ③布のくさびは建地緊結部に確実に打ち込まれているか ④腕木のくさびは建地緊結部に確実に打ち込まれているか ⑤建地、布、腕木の取付部に緩みはないか ⑥・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・
3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態	①緊結金具(クランプ等)に損傷、腐食はないか ②継手金具(ジョイント等)に損傷、腐食はないか ③・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・
4 足場用墜落防止設備の取外し及び脱落の有無	①手すり、中さん、幅木等の取付状態は計画通りか ②手すり、中さん、幅木の脱落はないか ③手すり、中さん、幅木は確実に固定されているか ④手すりの高さは85(90)センチメートル以上か ⑤中さんの高さは35センチメートル以上50センチメートル以下か ⑥妻面に手すり及び中さんは設置されているか ⑦・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・
5 幅木等(物体の落下防止措置)の取付状態及び取外しの有無	①幅木、メッシュシート、防網等の取付状態は計画通りか ②幅木、メッシュシート、防網は取り外されていないか ③幅木は脚柱等に確実に取り付けられているか ④メッシュシートは全てのはと目で緊結されているか ⑤防網はつり綱で確実に緊結されているか ⑥・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・
6 脚部の沈下及び滑動の状態	①ベース金具、根がらみ、敷板、敷角の設置は計画通りか ②敷板、敷角に異常な沈下、滑動はないか ③ベース金具は敷板に確実に釘止めされているか ④根がらみは所定の位置にクランプで緊結されているか ⑤・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・
7 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取外しの有無	①筋かい、控え、壁つなぎの取付状態は計画通りか ②筋かい、控え、壁つなぎは取り外されていないか ③専用の壁つなぎ用金具が使用されているか ④控えはクランプで緊結されているか ⑤・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・
8 建地、布及び腕木の損傷の有無	①建地、布、腕木に変形、損傷はないか ②・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・
9 突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能	

※  
 1 ④は次の場合であって、床材と建地との隙間が12センチメートル以上の箇所に防網を張る等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは適用されないこと。  
 (1)はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和が24センチメートル未満の場合  
 (2)はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和を24センチメートル未満とすることが作業の性質上困難な場合  
 また、はり間方向における建地の内法幅が64センチメートル未満の足場の作業床であって、床材と腕木との緊結部が特定の位置に固定される構造の鋼管用足場の部材で、平成27年7月1日現にあるものが用いられている場合は適用されないこと。

点検の内容例 一つり（棚）足場用一

点検事項	点 検 の 内 容
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態	①床材の取付状態は計画通りか ②床材は変形したり、損傷していないか ③床材は根太、つり桁に番線等で確実に固定されているか ④床材は、隙間なく設置されているか ⑤・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・
2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態	①根太、つり桁の設置状態は計画通りか ②根太はつり桁に緊結金具等で確実に固定されているか ③根太、つり桁に変形、損傷、腐食はないか ④・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・
3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態	①緊結金具（クランプ等）に損傷、腐食はないか ②・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・
4 足場用墜落防止設備の取外し及び脱落の有無	①手すり、中さん、幅木（側板）の取付状態は計画通りか ②手すり、中さん、幅木の脱落はないか ③手すり、中さん、幅木は確実に固定されているか ④手すりの高さは85（90）センチメートル以上か ⑤中さんの高さは35センチメートル以上50センチメートル以下か ⑥・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・
5 幅木等（物体の落下防止措置）の取付状態及び取外しの有無	①幅木（側板）、メッシュシート、防網等の取付状態は計画通りか ②幅木、メッシュシート、防網は取り外されていないか ③幅木は脚柱等に確実に取り付けられているか ④メッシュシートは全てのはと目で緊結されているか ⑤防網はつり綱で確実に緊結されているか ⑥・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・
6 脚部の沈下及び滑動の状態	
7 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取外しの有無	①筋かい、控え、振れ止めの取付状態は計画通りか ②筋かい、控え、振れ止めは取り外されていないか ③・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・
8 建地、布及び腕木の損傷の有無	
9 突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能	①チェーンリンク等のつり部材、つり元金具、フックに亀裂、変形、腐食はないか ②つりチェーン間隔は設計どおりか ③つり金具はつり桁と確実に固定されているか ④・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・

# トラックでの荷役作業時における 安全対策が強化されます。



労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。

特別教育については令和6年2月から、それ以外の規定は令和5年10月から施行されます。

## 改正のあらまし

1

昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます

これまで最大積載量5トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。

2

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育4時間、実技教育2時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。

3

運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。



## ● 昇降設備について（安衛則第 151 条の 67 関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が 5 トン以上のものに加え、2 トン以上 5 トン未満のものが追加されます。

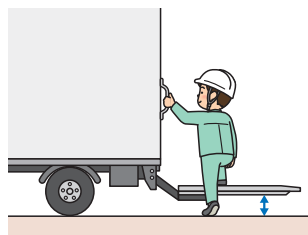
「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれます。なお、昇降用ステップは、できるだけ乗降グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式のものとするようにしてください。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

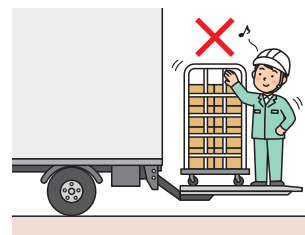
	2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上	備考
床面から荷の上 又は荷台までの 昇降設備の設置	△	●	○	高さ 1.5m を超える箇所で行うときは、安衛則第 526 条第 1 項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

### 【テールゲートリフターをステップとして使用する場合の留意事項】



テールゲートリフターを昇降設備として使用する場合は、中間位置で停止させてステップとして使用してください。



原則として、テールゲートリフターの昇降時には、労働者を搭乗させてはいけません。

※詳細についてはメーカー取扱説明書をご参照ください。

## ● 保護帽について（安衛則第 151 条の 74 関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が 5 トン以上のものに加え、以下のものが追加されます。

- ① 最大積載量が 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの（平ボディ車、ウイング車等）。
- ② 最大積載量が 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う等の場合は適用されません）。

保護帽は、型式検定に合格した「墜落時保護用」のものを使用する必要があります。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

	2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上	備考
墜落による危険を 防止するための 保護帽の着用	△	● (上記①②) △ (上記以外)	○	高さ 2m 以上の箇所で行うときは、安衛則第 518 条の規定に基づき、墜落による危険を防止するための措置を講じる必要があります。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

## 2

## テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

R6.2.1  
施行

荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作<sup>\*</sup>の業務を行う労働者に対し、以下の科目、時間について特別教育を実施する必要があります。

また、特別教育を行ったときは、事業者において受講者、科目等の記録を作成し、3年間保存する必要があります。

※「テールゲートリフターの操作」には、稼働スイッチの操作のほか、キャストーストッパー等を操作すること、昇降板の展開や格納の操作を行うこと等が含まれます。

	科目	範囲	時間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	・テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 ・テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5 時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	・荷の種類及び取扱い方法 ・台車の種類、構造及び取扱い方法 ・保護具の着用 ・災害防止	2 時間
	関係法令	・労働安全衛生法令中の関係条項	0.5 時間
実技教育	・テールゲートリフターの操作の方法		2 時間

### 【一部省略できる者】

- ① 施行の日時点において6月以上の業務従事歴を有する者は以下の時間とすることができます。  
テールゲートリフターに関する知識 ⇒ **45分以上で可**    テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略不可  
関係法令 ⇒ 省略不可    テールゲートリフターの操作の方法 ⇒ **1時間以上で可**
- ② 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく教育を実施した者は以下のとおり省略できます。  
テールゲートリフターに関する知識 ⇒ **省略可**    テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ **省略可**  
関係法令 ⇒ 省略不可    テールゲートリフターの操作の方法 ⇒ 省略不可
- ③ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会による「ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による荷役作業安全講習会」を受講した者は以下のとおり省略できます。  
テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 省略不可    テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ **省略可**  
関係法令 ⇒ 省略不可    テールゲートリフターの操作の方法 ⇒ 省略不可

※その他詳細については最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。

## 3

## 運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

R5.10.1  
施行

走行のための運転位置とテールゲートリフター等の操作位置が異なる貨物自動車を運転する場合において、テールゲートリフター等を操作し、又は操作しようとしている場合は、原動機の停止義務の適用が除外されます。なお、ブレーキを確実にかける等の貨物自動車の逸走防止措置については、引き続き義務付けられることにご留意ください。また、逸走防止の観点から、可能な範囲で原動機も停止するようにしてください。

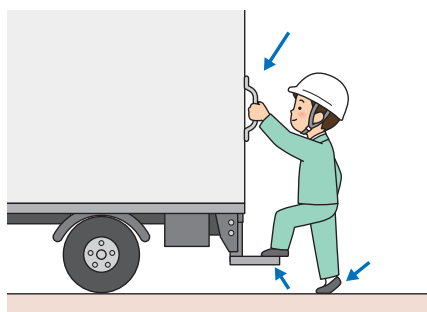
## 昇降設備の留意事項について



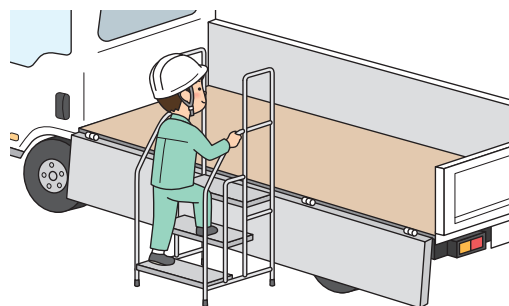
〈墜落のリスクが高い〉

〈望ましい〉

貨物自動車に設置されているステップで突出していないもの（上から見たときにステップが見えない等）は、墜落・転落するリスクが高いため、より安全な昇降設備を設置するようにしてください。



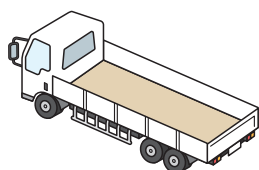
貨物自動車に設置されている昇降用のステップについては、可能な限り乗降グリップがあり、三点支持等により安全に昇降できる形式のものとしてください。



可搬式の踏み台等の例

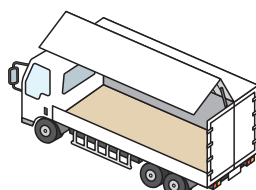
## 新たに保護帽の着用が必要となるトラックの種類（最大積載量 2 トン以上 5 トン未満のもの）

保護帽の着用が必要となるもの

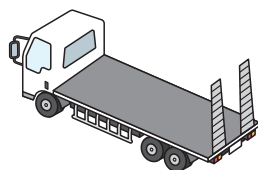


平ボディ車

（荷台の側面が構造上開閉できるものの例）

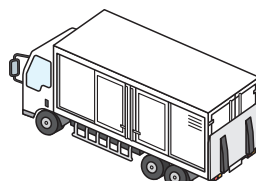


ウイング車



建機運搬車

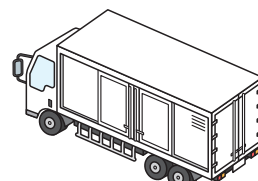
（荷台の側面が構造上開放されているものの例）



バン

（テールゲートリフターが設置されているもの）

適用されないもの



バン

（テールゲートリフターが設置されていないもの）

※墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することが望ましい。

※最大積載量 5 トン以上のトラックについては、トラックの種類にかかわらず保護帽の着用が必要です。



## テールゲートリフターの種類



アーム式



垂直式



後部格納式

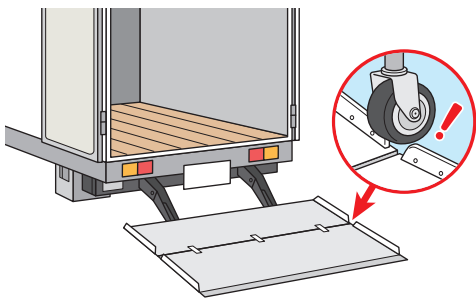


床下格納式

メーカー固有の商品名にかかわらず、労働安全衛生規則においては、貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトが規制の対象になります。

## その他、気をつけていただきたい事

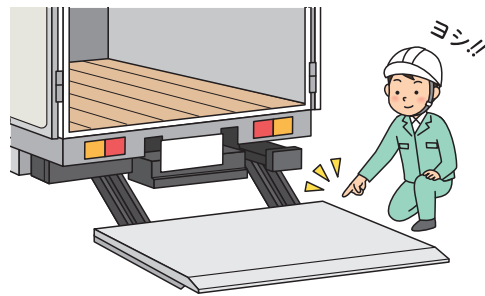
### 【床下格納式におけるサイドストッパーの隙間についての注意事項】



折り畳み部周辺のサイドストッパーに隙間が生じるので、隙間から車輪が脱輪しないよう、注意してください。

### 【テールゲートリフターの点検について】

テールゲートリフターについては、安衛則第151条の75に基づき作業開始前に点検を行ってください。



#### 【点検項目の例】

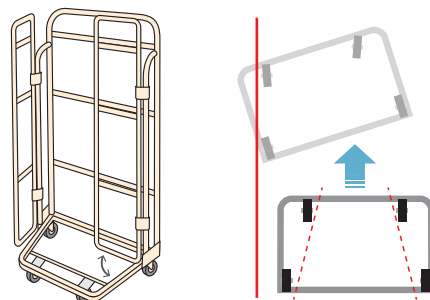
- ①正常に動作するか、異音がないか
- ②部材に亀裂、損傷、変形等がないか
- ③油圧系統に接手のゆるみや油漏れ等がないか
- ④スイッチは正常に動作するか、電気系統に異常はないか

### 【ロールボックスパレットの不具合を確認したとき】



ロールボックスパレットの不具合を確認した場合は、速やかに所有者又は荷主に報告し、対応を協議してください。

### 【U字型ロールボックスパレットについて】



短辺側をストッパーに当てると斜め配置になり、転倒や荷崩れにつながるおそれがありますので、逸走防止措置を確実に講じてください。



厚生労働省では、陸上貨物運送事業における労働災害を防止するため、以下のガイドラインを公表しております。

法令に定める事項のほか同ガイドラインに定める措置についても積極的な取組を進めていただきますようお願いいたします。

## 陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、**荷役作業場所における安全の確保等**、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を示したものです。



▲詳細はこちらをご覧ください

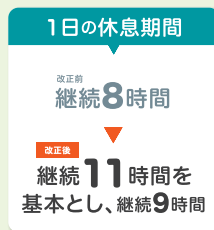
## 交通労働災害防止のためのガイドライン

交通労働災害の防止を図るための指針として、**安全な走行ができない可能性が高い発注の禁止等**、事業者や運転者の責務と、荷主、元請事業者等による配慮事項等を示したものです。



▲詳細はこちらをご覧ください

## ●令和6年(2024年)4月からトラック運転者の改善基準告示を改正!



▲詳細はこちらをご覧ください

発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへ

## ●長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、**長時間の荷待ちを発生させない**よう努めましょう。

### 取り組み例

- ・納品時間の指定を柔軟にする
- ・納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる

詳細はこちらをご覧ください▶  
「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」  
厚生労働省・国土交通省・公益社団法人全日本トラック協会(2019/08)



改正安衛則の本文や施行通達など、詳しい内容につきましては、厚生労働省ホームページからご覧いただけます。

ご不明点は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

### ■労働基準監督署一覧

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/location.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html)

労基署 所在案内 検索

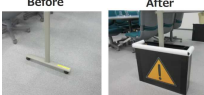


# 労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています  
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

## 「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし) 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (27%)  
➢ 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)
- 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 (16%)  
➢ バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底
- 通路等の凹凸につまずいて転倒 (10%)  
➢ 敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消
- 作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒 (8%)  
➢ 適切な通路の設定  
➢ 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- 作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒 (8%)  
➢ 設備、什器等の角の「見える化」
- 作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒 (7%)  
※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い  
➢ 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる



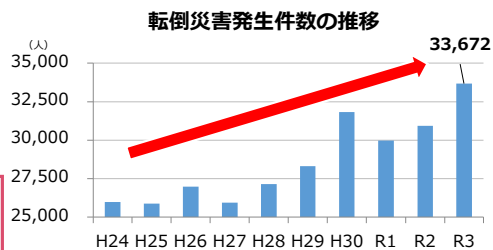
## 「滑り」による転倒災害の原因と対策

- 凍結した通路等で滑って転倒 (25%)  
➢ 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する (★)
- 作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒 (19%)  
➢ 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。  
(清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底)
- 水場（食品加工場等）で滑って転倒 (16%)  
➢ 滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）  
➢ 防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工 (★)  
➢ 隣接エリアまで濡れないよう処置
- 雨で濡れた通路等で滑って転倒 (15%)  
➢ 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う



(★) については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率1/2、上限100万円）を利用できます  
中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

# 転倒災害の発生状況（休業4日以上、令和3年）



## 転倒による怪我の態様

- **骨折（約70%）**
- 打撲
- 眼球破裂
- 外傷性気胸 など

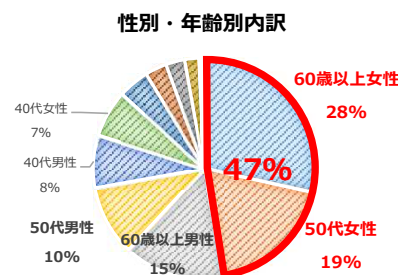
転倒災害による平均休業日数（※労働者死傷病報告による休業見込日数）

**47日**

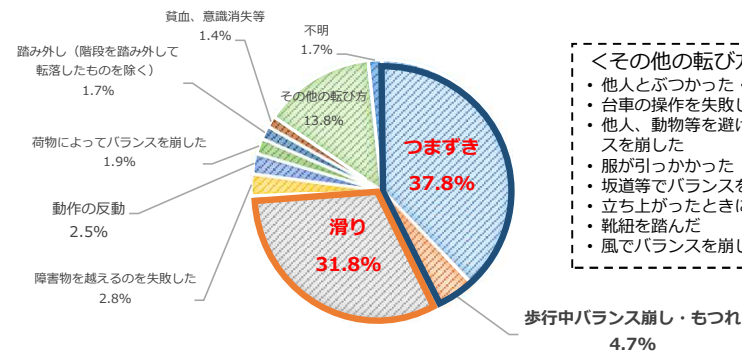
## 転倒したのは・・・



転倒災害が起きているのは移動のときだけではありません



## 転倒時の類型



- <その他の転び方>
- 他人とぶつかった・ぶつかられた
  - 台車の操作を失敗した
  - 他人、動物等避けようとしてバランスを崩した
  - 服が引っかかった
  - 坂道等でバランスを崩した
  - 立ち上がったときにバランスを崩した
  - 靴紐を踏んだ
  - 風でバランスを崩した

## 主な原因と対策

## 転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります  
→ 「転びの予防 体力チェック」「口コチェック」をご覧ください
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します  
→ 対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも  
→ 「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）

